

那珂市「ごみ分別の手引き」協働発行业務仕様書

1 目的

令和8年4月よりプラスチック製容器包装の分別収集が始まることに伴い、「ごみ分別の手引き」（以下「手引き」という。）を改定し、新たな分別区分や出し方等を市民に分かりやすく伝えることで、ごみの適正な分別の促進とごみの削減を図るため、那珂市（以下「市」という。）と民間事業者（以下「事業者」という。）が協働で発行する。

2 手引きの概要

（1）規格等

- ア サイズ：A4判 中綴じ
- イ ページ数：表紙4ページ、本文32ページ程度
- ウ 色構成：4色フルカラー
- エ 紙質：上質紙 81.5 g/m²程度

（2）発行部数

24,900部（広告掲載事業者への見本誌提供分等は含まない。）

（3）発行時期

令和8年2月（予定）

3 役割分担および制作方法

- （1）市は事業者到手引き制作に必要な行政情報等を提供する。
- （2）事業者は、手引きの制作に必要な行政情報等以外の情報の収集、手引きの企画、編集、印刷、製本及び納品を行う。
- （3）掲載内容については、市及び事業者が協議のうえ決定するものとする。
- （4）校正は2回程度とする。

4 広告の掲載

- （1）事業者は、手引きに広告を掲載しようとする者を募り、手引きを制作するものとする。
- （2）全紙面に対する広告の割合は、概ね40パーセント以下とし、関連法令及び「那珂市広告掲載取扱要項」、「那珂市広告掲載審査基準」の内容を遵守すること。

5 作成経費

手引きの制作に必要な行政情報等以外の情報の収集、手引きの企画、編集、印刷、製本及び納品にかかる費用は事業者が全額負担するものとする。

6 納品について

令和8年2月に、市が指定する場所に発行部数を一括で納品すること。あわせて、手引きをPDF形式ファイルに変換した電子データも納品すること。

7 手引きの電子書籍化

利用者の利便性の向上を推進するため、手引きの電子書籍化を行い、市又は事業者が運営するサイト等で提供できるものとする。

8 著作権の帰属

(1) 市が提供する行政情報等はすべて市に帰属し、事業者が他の媒体へ転載、引用等を行う場合は、市の許可を得なければならないものとする。

(2) 事業者が制作する情報や広告等はすべて事業者に帰属し、市が他の媒体へ転載、引用等を行う場合は、事業者の許可を得なければならないものとする。

9 その他

(1) 本事業の実施において知り得た知り得た秘密を他の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。事業が終了した後も同様とする。

(2) 本仕様書に定めのないものについては、市及び事業者が協議のうえ決定するものとする。